

(土木事務所)

これ以外で、何か施工状況を説明できるようなもの、説明できる手段があればそれが欲しい。

どんな手段があるのか？教えて欲しい。

(土木事務所)

それはこちらの方で教えるとかそういう話ではない。

施工者の方で何か考えて欲しい。

だから、こちらとしてはもうこれ以上出すものがない、どうしたら検査をしてくれるのか教えて欲しい。

(土木事務所)

検査をすとかではなくて、今回は施工が適切に行われたかどうかを確認するために資料の提出を依頼している。

これで提出物が終りであれば、この内容を見て施工能力について判断する、ということである。

現在提出されたものについて言えることは、これでは施工状況を判断するのに十分な資料とは言えない、という事である。

写真をとったけれども無くしてしまったり、撮らずにやってしまった個所については、もう埋まってしまっている以上、どうしようもない。

それこそ、検査をしてもらって、掘り起こせとの指示があればそこを掘り起こし、その上で判断してもらうしかない。

(土木事務所)

載荷試験の実施結果があるが、1ヶ所のみか？

また、場所が不明であるがどこか？

1ヶ所のみである。開発区域入口近くの個所で実施した(注：開発許可取得前に、2区画分のみの宅造の許可を取得していた辺りだと思われる。)

(土木事務所)

その後、盛土を行って、その上に擁壁を設置する際には実施していないのか？

実施していない。

(土木事務所)

それはまずい。

あと、転圧状況が良くわからないが？

土を盛ったあと、重機でその上を動きまわり、土砂搬入のダンプも走っている。十分に転圧できていると考えている。

(土木事務所)

何か、転圧の状況や結果を確認できるような資料はないか？

無い。

(土木事務所)

それではやはり、施工状況の確認のしようがない。

当方も、現場にはしっかり写真等をとるように言っていた。

ミスで写真が残らないようなこともある。

写真がない、確認できないで終りなのか？この後どうすれば良いのかについて、何か指導をしてくれないのか？

(土木事務所)

先程も申し上げたが、当方は検査をし、それが適正かどうかを判断する立場にある。確認できるような方法を考えるのは申請者・施工者の側であって、検査者が考える訳にはいかない。

写真をちゃんと撮っておくようにという指導は当然だし、現場責任者のも現場では口うるさく言っている。ただ、の下で働いているものが、指示どおりの写真を残せていなかったりはする。そういう写真が残せない箇所が少しでもあったら駄目なのか？

今回、これだけ写真等が残っていないということでモメているわけだし、これ以降の箇所を施工する時はきっちりとやる。今までの箇所で足りないものがあるというのはわかった。次はきちんとやる、では駄目なのか？

また、写真、写真というが、現地はしっかりできている。是非現地を見て欲しい。現地を見て、それでどうしたら良いのかを指導して欲しい。施工状況に問題があってやり直しをする箇所があるようなケースは通常起こり得るであろう。その時にやり直しをしたりすることに別に異議はない。現地を見ないで写真の事ばかりでは話が前に進まない。

(土木事務所)

いずれにせよ、今回はこれが報告に対する提出書類の全てということであるのか？

もう提出できるものはない。これで全てである。

写真がない箇所については、掘り返したり、壊すしかない。

(土木事務所)

了解した。それではこれを報告への回答とし、判断することとする。

これで駄目だというのならどうなる？

変更許可も完了検査もせず、ほったらかしになるのか？

変更許可はどうなる？

(土木事務所)

施工者の能力も変更許可の判断要素となるので、今回の報告の内容を踏まえて、審査することとなる。

申請の内容についても、現段階ではコメントできない。

そちらの言い分の、報告内容はこれでは不十分だというのはわかった。
それでこの後どうするのか、ということをお願いしたい。

(土木事務所)

現段階で即答はできない。

即答できないわけではないだろう？何故だ？

(土木事務所)

当課の判断だけでは済まない。報告内容について、本庁と協議してから回答することになる。

本庁の指示が無いと動けないのか？この事務所は何の為にある？

(土木事務所)

本庁も気にしている案件なので、協議するということ。

それなら結局、ここで話してもラチがあかないのか。それなら本庁に行くが、それでも良いのか？

(土木事務所)

それは別に構わない。

では、「土木事務所に行ったら、『写真が足りない、これでは施工状況が確認できないからダメだ。報告を求めた内容としては不十分だ。』と言ってラチがあかない。どうにかしてくれる気は無いようで困っているから本庁に直接来た。」と本庁に伝えても良いのか？

(土木事務所)

別に構わない。現在、提出された報告は不十分なものであると当事務所が判断していることは事実である。

その後、「『この報告では不十分であると判断した』旨の書類を書い
てくれ、それを持って本庁に行く。」との要求が繰り返しあり。自分
達の対応は組織としてのものであり、個人でそのようなものは書かな
い旨を継続して伝えた。

に電話。土地対策室とのアポイント取
りを依頼。

現場に来たというのは本庁の職員か？

本庁の誰が行ったんだ？

(土木事務所)

土地対策室も現場を見にいっている。しかし、現場を調査すること、その
結果としてこういった報告要求を出すことなどは、組織としての対応である。
個人名を伝える必要はない。

まあ、誰かという話はまあ良い。では、「土木事務所は『これでは駄目だ』とばかり言って指導してくれる気がない。更に、『本庁に協議しないと事務所だけでは結論が出せない』などと言っている。」ということを行いながら直接本庁に行くが、それで本当に良いのか？

(土木事務所)

厳密に言うと、「報告を求めたことに対する回答として、これでは内容的に不十分なものだと考えている。提出資料について、本庁とも協議する」ということ。

当方も本庁と協議し、結論を出す。

協議が終るのを待ったりしていたら何日かかるかわからない。

だから直接本庁に行くと言っている。本庁に行ってしまうて良いか？

(土木事務所)

それは別に構わない。

変更許可はすぐに出ないのか？

(土木事務所)

変更許可といっても、新規許可と審査上は変わらない。施工者の能力は審査内容として当然含まれる。今回の報告内容を元に施工者の能力について判断し、審査するということ。

施工済みの個所が駄目だったことにそんなにこだわるのか。

それは、「前科者は二度と信用しない」タイプの人間の発言だ。

(土木事務所)

そういうことを言っている訳ではない。施工者の能力というのも審査内容として含まれる、という説明をただけだ。

報告に対し、判断した結果のそちらの回答というのは確かに出るのか？

(土木事務所)

それは出る。

※ この後、ガラス破砕屑が区域内にあることについて、「有価で購入し、利用するから産業廃棄物には該当しない」と先方が主張していることに
対し、有価で購入したことを証明できるものがあればそれを提出するよ
うに依頼。承諾。

5 その他

提出された報告書は、不足しているものが多く、十分なものとは言えないと思
われる。

また、翌日（H15.2.20）に土地対策室に行くと言っていたことにつ
いては、土地対策室に連絡済み。